

## 9 再生可能エネルギーの導入推進と地域経済の活性化について

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の導入に伴い、地方においてはメガソーラー発電事業など大規模プロジェクトが検討され、再生可能エネルギーの普及と同時に地域経済への一定の効果が期待されている。

再生可能エネルギーの普及に当たっては、持続可能な地域経済の発展に結びつけることが重要であり、については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地元企業や地域で新規に再生可能エネルギー事業を行う者の事業化に対する適切な支援を行うこと。例えば、適地選定・設計等の開発支援や与信力の低い地域の中小企業等が大規模プロジェクトを実施する場合、金融機関から融資を受けやすくするよう、適切な事業評価に基づき国が債務保証を行う制度を創設するなどの支援とともに、障壁となっている各種規制の緩和を行うほか、特区制度の活用による地域の実情に応じた取組を最大限尊重すること。

また、地域経済の活性化につながるよう、地域金融機関や市民ファンド等、地域資金の活用を促進する施策も講じること。

- 2 電気料金を適正な水準に維持しながら、再生可能エネルギーの普及を促進するためには、安価で効率的な発電設備の導入が不可欠であるので、必要な技術開発支援を早急に行うこと。

- 3 「グリーンニューディール基金」について、地域特性に応じた活用を容易にするため、発電目的以外のあらゆる熱利用のみの施設の利用を可能にするなどの対象範囲の拡充とともに、必要な予

算の確保を図り、早急に全都道府県に交付すること。